

部曲から佃戸へ（上）

——唐宋間社會變革の一面——

宮 崎 市 定

一 中世賤民の概観

中國の社會は唐代から宋代にかけて、大きな發展を遂げたが、その一に數えらるべきものに、賤民、すなわち不自由民の解放がある。言いかえれば、唐代における賤民、不自由民を規定した法律が、宋代に入つて廢止された事實があつたのである。宋代に新たに農業勞働力の主要な供給者となつて現われた佃戸なるものの、法律的、社會的な地位は、かかる狀況を背景として考察されなければならない。

さて唐代には二階層の不自由民があつて、賤民として蔑視されていたが、それは奴婢と部曲とである。奴婢はいわゆる奴隸であり、部曲は奴婢と自由民の中間に位するもの、すなわち農奴 *Serv* に近いものであるが、これは後述するところによつて、次第に明らかにされるであらう。

中國における奴婢の起原は甚だ古く、その發生の狀況を明らかにすることは出来ない。尤も先秦時代には臣、妾と稱せられ、漢代以後、代つて奴、婢なる言葉で置きかえられて唐代に至つた。^①但し時代が下ると共に奴婢の人權も次第に認められ、殊に後漢の初に法律によつて、奴婢の身體に保護が加えられることになつてからは、最早や單なる財産ではなくなり、西洋の古典時代における奴隸とは異なつた存在となつたが、それにしても猶お金錢によつて賣買されることは以前と

異ならなかった。

奴婢は本來、家内奴隸たる性質を有した。それは何よりもその言葉自身の中において明らかにされている。即ち奴は男性であり、婢は女性であり、兩者を合して奴婢なる語ができてゐる。抑も中國語においては、名詞の性別は殆ど區別されることがなく、若しあればその多くは家族關係においてである。夫妻、父母、兄弟姉妹、舅姑などがそれである。奴婢は單なる機械的な勞働力提供者ではなく、主人の家族生活圈内に加わり、家事勞働を分擔した奉仕者であつたから、その性別は重大な意義をもつてゐた。奴の仕事と婢の仕事は全く異なつてゐて、共通する點が殆どなかつた故にこそ、その當事者に全く異なつた名が與えられたと見るべきである。奴と婢の區別は混同することを許さず、兩者を統合する一語の名辭がなく、一方で他方を代表することもできず、ただ婢を女奴と呼ぶことが許されるのは妹を女弟と呼び得るに似てゐる。但し性別を守る範圍内においては、奴も婢もその意味を廣く擴大して、奴隸にあらざる男女を呼ぶことが實際に行われる。賤役に従事する者、雇傭された者は、男は奴、女は婢と呼ばれることがある。故に單に奴、婢と呼ばれただけで、それが奴隸であると定めることはできない。奴といわれた者が、單なる勞働者、又は下男であつたり、婢とよばれた者が、妾や下女であつたりするのは普通のことである。

さて奴婢は本來が家内奴隸として發生したものであるから、生産勞働には適しない。殊に漢代まで、自由民は城内に居住し、多くは農民で、毎日城外の自己所有の小農地へ働きに出かける状態であつたから、農業勞働力をあまり必要としなかつた。そこで城内に住む奴婢は多くの場合、生産することなくして徒食する消費者として數えられてゐた。

然るに前漢末から後漢にかけて、個人による大土地所有が發達してゐた。それは西洋の莊園に似た土地所有の形をとり、城郭都市から離れた山間田野を開拓して農地としたもので、有力者が權力、又は財力を背景として設置したものであつた。その耕作者はこの莊園内に住居し、妻子を養ひ、永久的に莊園の構成部分とならねばならなかつた。言いかえれば彼等は、城内の本籍を去り、政府の保護を離れて、新たに莊園主の保護の下に立ち、その隸民となつたのである。これを

客、又は部曲と稱した。客とは外來者、又は一時寄留者の意味で、彼等も最初には飢饉又は災害のために、自由民たる體面を保つことが出來ず、臨時的に城內を去つて莊園の庇護を求めて來た者であつたが、併し多くは郷里に歸る機會を失ひ、そのまま莊園の客たる身分が固定してしまつた。^⑤それと同時に自由民たる資格をも失ひ、南北朝末から唐代になると部曲という法律上の規定を受けることになつた。部曲という名はもと軍隊用語で部隊の意であるが、古く後漢の末頃から莊園の客の一群を指すに用いられた。部曲と客とはも同意語であつたことは、唐の法律用語として部曲は男性に使用され、その女性を呼ぶには客女という事實によつても證明される。

三國時代から唐代まで、我々のいう中國中世においては、土地國有制とも見らるべき土地割當てが行われたため、動もすれば農地が均分されて、大土地所有が阻まれたように考える意見が出されているが、それは完全な誤解である。そもそも唐代の均田法の源流は、三國魏の屯田法であり、政府による屯田の經營は、實は當時漸く盛んになりつつあつた民間の莊園に範を取つたものであつた。言いかえれば屯田は天子の莊園と言つて差支えない底の性質を帶びていた。屯田制及びそこから系統を引く唐の均田制は、天子の莊園の中においてだけ行われた土地割換え法にすぎず、これと平行して有力な貴族、豪族による莊園の大土地所有が盛んであつた。されば中世は土地均分の時代どころでなく、莊園の時代、大土地所有の盛行する時代と見るのが正當なのである。^⑥

この個人による大土地所有は、初期に當る漢・三國の時代には、法制の及ばぬ外において、自然に發生し、事實として成立したものであつたが、やがて法律によつて正當に承認を受けることになつた。唐制においては、官人永業田として正一品は六十頃、從一品は五十頃、以下遞減して從五品の五頃に至る。その外の爵・勳にも夫々子孫に傳へることの出来る永業田が規定されている。故に子孫がまた官品・爵勳を有すれば、更にそれだけの權利が加算されるわけである。尤も一方においては財産は諸子に均分されるが、これを總體として見れば、大土地所有の權利者の數は際限なく増加し、彼等は社會の有力者であるために、庶民が賣ることを認められた所有永業田は次第に彼等の手中に移つて行くことが豫想される。

のである。

このような私人によって占有された大土地には、これを耕作する労働者が必要であつたことは言うまでもない。然らば如何なる性質をもつ労働者が最も適當であつたであらうかと言へば、それはヨーロッパの歴史が如實に示すように、農奴的な労働者において外にない。それが中國においては恰も部曲の地位に相當するのである。

先づ莊園における農業労働者は、永續性のあることが望ましかつた。そのためには主人に隸屬しながら、自身では家族をもち、所有權を許され、ある程度の人權を認められている必要があつた。この要求に對し、中國の奴婢はあまりにもその人權を無視されすぎた存在であつた。

奴婢が家内奴隸であり、性別が重視されるということは、言いかえれば彼等は單身で主家に奉仕するのを原則とし、その家族生活は始めから考慮されないことを意味する。もちろん彼等は主人の意志によつて妻を與えられ、子を生み、事實上家族生活を送ることは許され、法律もある點まではそれを認めている。併し唐制においても、その本源に溯れば、奴婢は單身の男奴隸、女奴隸にすぎない。奴の妻は法制上は、單なる婢にすぎない。奴之妻という表現は唐律本文の中に見出すことができない。

これに反し部曲は家族を持つことを前提とする。部曲妻、部曲男は法律上の公式の用語となつており、この部曲妻には良人の女もなることが認められる。同時に財産を所有することを許されるから、従つて一家の家計もあつたに違いない。もしそれがなければ奴婢と同様であつて、生活費を主人から支給しなければならず、それでは労働の効率を擧げることができないのである。

次に莊園労働者は完全に莊園主の威令の下にあることが望ましい。言いかえれば政府の干渉を離れた賤民である方が都合がよい。それには部曲のように、州縣の戸籍を持たず、主家の戸籍に隸屬して登録される不自由民が最も適當なのである。もし均田農民を日傭いとしても、小作人としても、彼等は地方官により多くその身分を左右され、従つて彼等の關心

事も官に對する自己の租税を第一義とし、莊園の勞働に専念するわけに行かぬであらう。

もちろん奴婢ならば、完全に政府の支配下を離れて莊園主に隸屬するが、由來奴隸勞働なるものは能率の低いことは定評がある。凡ての自由の奪われると同時に、生活を全く主人に依存する當然の歸結である。もしこれが家内奴隸ならば常に主人の監視下にあるから安逸を食るにも限度があるが、主人の眼を離れて野外の勞働に従事させるには、何等かの獎勵の方法がとられなければならない。そこで若し奴婢を莊園に使役しようとするには、恐らく主人は適當な配偶を與え、子女を生ましめ、家族團圓を得しめることを許し、生産の幾分を私有せしむることによって勞働意欲を鼓舞するの方策を採らざるを得なかつたに違いない。ここまでくれば、彼等は名は奴隸であつても、實質は部曲と殆んど變らない存在となる。

同様なことは良民を使役する場合にも言える。貧民にして均田法によつて割宛てられた田地が少なかつた家族の二男、三男の場合、又は飢饉の際に郷里を棄てて他郷に流浪した場合、莊園は餘地があれば此等を收容して勞働者として使役したに違いない。彼等はもともと良民であり、従つて州縣に戸籍のある者であつても、長く莊園の保護を受けて生活する間に、自然に地方官の支配から離脱して、完全に莊園に隸屬してしまふに至ることは見易い道理である。これも亦、實質において、部曲に異ならぬ存在と言ふべきである。實は抑も部曲なるもの自體がこのような經過を辿つて發生したものに外ならなかつた。部曲の最初の形態は客であり、客とは本籍地を離れて一時的に他郷に寄留した者の謂である。併しそのまゝの状態が永續すれば、彼等自身、特にその子孫の代ともなれば州縣の本籍を失つてしまふ。さりとて彼等は嘗て身代金で賣買されたことはないので奴婢ではない。そこで政府でも既成事實に基いて法制を立て、部曲なる身分を規定するに至つたのである。この變遷は西洋における *Colonus* の發生と全く揆を一にするもので、*Colonus*こそは西洋における農奴制成立の源流をなすものと考えられる。⁹⁾

奴婢は政府によつても所有され、官奴婢と稱せられるが、その性質は民間の私奴婢と殆んど變る所がない。部曲に相當するものもあつて、政府に屬するものは官戸と稱せられる。但し部曲と官戸との間には相異の點も少なからずあり、その

尤なるものは、官戸は口分田の支給を受けることであり、その額は良民の半分、すなわち寛郷にあっては四十畝、狹郷にあっては二十畝である。

官戸の受田が減半支給と定められた理由を考えると、彼等は一方において公廩田の労働者たるべきものであった爲であろう。尤も減半支給は工商業者に對しても行われるが、これは寛郷においてのみ支給され、狹郷では支給されぬから、單にあり餘った土地を給して、少しでも農業生産に當らせようとの意味である。然るに官戸にあっては寛狹を問わず支給される定めであったのは、彼等が農業労働者として待遇されたことを物語るものに外ならぬ。

さて唐代、在京在外の諸司には、官廳の雜費を支出する財源を得るために公廩田なるものが支給せられた。在京では司農寺の二十六頃、殿中省の二十五頃を筆頭とし、下は二頃に至り、在外では大都督府の四十頃から以下遞減して嶽瀆の一頃に至っている。この本来の目的は官吏個人に支給される職分田と併せ考うべきもので、職分田は一品官には十二頃、以下遞減して九品官の二頃に至るが、これはもともと芻秣を供するため、すなわち乘馬に與える秣を求める草刈り場としてであったのである。とすれば公廩田もまた同様に、官廳附屬の公用馬、それは主として自身の馬を持たない下級吏員が公用の際に乗る馬の秣場であった。この秣刈りの役が外ならぬ官戸の仕事であったに違いない。中世の中國法制は實施の點は兎も角として、一つの體系としては見事に、隙間もなく整然と組織されていたのである。但し實際には兩者とも歴とした耕作地と化して、利益を擧げることが目的とされるに至った。

さて官戸は一方では良民に比して半額の口分田を與えられ、その收穫で生活すると共に、官司に上番する義務があった。それは一年三番、一番一月であるから、三百六十日のうち約九十日の無償労働である。男子の丁年、中男のみならず、女丁も同じ日數を番上せねばならなかった。女子は官廳内の雜役、特に臺所で炊事當番に當るのであった。この番上の期間が定められている點が、官戸と官奴婢との相違であり、奴婢には期限なく、年中休みない強制勞役の連續であったのである。

唐代の制度は制度として間然する所のないものであったが、その實施の方法は次第に變化してきた。職分田は稻田となり、人民に小作させて、その收入を官員が自己の役得とした。公廩田も同様に、單に官衙の雜費を賄うため、専ら收益の増加を計るように運営された。ここでも小作制が行われたが、これは均田制の精神とは甚しく背馳するものであった筈である。王民は王田を耕して、課役を州縣に納むべきであつて、その本來の義務を逃れたり、或いはバートタイムのアルバイトなどによつて本務を怠つてはならぬ筈のものであつた。

公廩田で秣刈りをしないでもすむようになった官戸は、その一部、又は官廳附屬の空地を野菜畑、蔬圃として、そこで野菜作りに働かされた。但しこれは官戸が部曲と同じように、もともと農業労働者であつたという本質を著しく變更するものではなかつた。我々は寧ろこのような官戸の實態によつて、史料の少ない部曲労働のおかれていた境遇を推察する手掛りが得られると思う。

二 部曲とは何か

唐令、唐律には部曲について、實にこまごまとした詳細極まる記載があり、特にそれが奴婢と異なる點をくどくどと説明している。それにも拘わらず不思議なことには、唐代の他の記録には、部曲なる名が現われることは甚だ稀であつて、その實態を把握しにくい。そこである學者たちは、専ら法律條文の解釋によつて、部曲と奴婢との相異は極めて僅かであつて、兩者とも奴隸の範疇で把えるべきものとして判斷される。併し私は以前からこれに反對であつて、部曲はむしろ農奴に近いものと考え、度々その考えを發表してきた。

若しも部曲と奴婢とが、それほど實質の違わぬものであつたなら、唐代の制度はあれほどまでに細かく立入つた規定を設ける筈がない。法律は何といつても、現實社會の反映である。若し條文に現われたところが五十歩、百歩の差であつても、その差は當時においては現實的に重大な意味を持つていたに違ひないのである。然らばその差とは何であらうか。そ

れは前にも觸れた通り、勞働形態の相異である。すなわち奴婢は家内勞働者であり、部曲は農業勞働者であつたのである。もちろんこれは法律などのよく規定しうる條項ではない。社會通念がそのように規定していたのである。

唐代の記録に普通に部曲という名詞が現われることの少ない理由は二つ考えられる。その一は、あまりに普遍的であつたが故に、反つて記録に現われなかつたのではないかという推測である。我々は日常、呼吸をし、睡眠しているが、その度數の割合いには記録に現われることが少ない。よく言われることで近頃世人は昔よりも朝寢坊になつてきたというが、そんならばこれを實證する統計がどこにあるかと問ひ返されたならば、大ていの人は間違つくに違ひない。既に莊園の勞働者が部曲であることが常識であつた世の中であつたならば、部曲の名は莊園の蔭に匿れてしまつて、特に取りたて言うに値せぬ事實として葬り去られたであらうことは十分に推測される。

次に莊園勞働者を部曲とよぶ習慣は、私の考えによればもと南朝で成立し、それが北周に入つて、唐に傳つたものであり、北方社會においては法制用語の外には一般化しないで終つたのではないかと考えられる。また部曲はあまり雅でない名稱であつた爲に文人に嫌われ、また軍事用語として紛わしい缺點もある。そこで唐一代は主として北方に政治文化の中心が置かれていたため、普通の記録用語としては普及せず終つたのではないかと考えている。

部曲はもと軍隊用語で、部隊の意味であるが、それが唐代の法律用語のような私賤民、特に私のいう莊園勞働者の意味に用いられるようになったのは何時から始まるかは、實はあまり明瞭でないが、恐らく後漢末、三國動亂の起りかける頃であらうというのが、大方の推測の一致するところである。この際いつも引用されるのは、『三國志』、魏志卷十八、李典傳の記事で、彼は

宗族及び部曲を率いて、穀帛を輸し、(曹操の)軍に供した。

とあり、その下文に、宗族部曲三千餘家とあり、更に萬三千餘口なる文がある。この部曲はこの時點においては、軍隊でなかつたことは明瞭である。そしてそれが穀帛の生産者であつたことも右の文から推測される。但しそれが果して李典の

所有する莊園の勞働者であつたかどうかを決定するには、一沫の不安が残る。それは事によると、農民が李氏の勢力に壓倒されて、私的に役使された者であるかも知れぬからであり、事實そのような事が實際に行われていたのである。

『三國志』、吳志卷六、孫靜傳には、彼が

鄉曲及び宗室五六百人を糾合し、云云。

の句が見え、蜀志卷十二、譙秀傳には、

鄉人家族の馮依する者、百を以て數う。

と見えており、李典傳の部曲に相應する所が、ここでは、鄉曲または鄉人となつており、これは必ずしも、私有の莊園勞働者とは認められない。鄉曲は古い言葉で、史記平準書に、鄉曲に武斷す、など見え、鄉里の意味であるから、ここでは鄉人と全く同意語である。更に時代が少し下つて、東晉初期のこととして、『晉書』卷四三、山濤傳に

豪族は多く戸口を挾藏し、以て私附と爲す。

とあり、下文に彼がこれを檢察して、口萬餘を出したことが見え、これは李典の萬三千餘口に略々匹敵する數である。山濤の場合、挾藏の私附を摘發して、政府の人民に還させたのは、彼等の私有する莊園の勞働者ではなかつた爲と思われ。従つて李典の場合も或いはこれに近いものではなかつたか。後にこれが李典の私兵となつたので、魏志の文章は、溯つて初めから部曲の名を用いたことも考えられぬでもないのである。

西晉が亡びて、東晉の世となつた時、北方にはいわゆる五胡十六國の紛亂が續き、社會の發展が思わぬ事態によつて中絶し、或いはねじ曲げられる結果を生じた。中國社會の正統な發展はむしろ當時までは後進地域であつた江南の地において實現された。そこで三國志に次いで檢討すべき史料に、東晉初期、紀元四世紀初頃の葛洪の『抱朴子』中の記事がある。その外篇第三四は、吳失と名付ける篇であるが、そこに三國吳の滅亡の直前の末期的症狀を述べて、有力者が宏大な莊園を私有して、奢侈に耽つた狀態を記し、

僮僕は軍を成し、門を閉じて市を爲し、牛羊は原隰を掩い、田池は千里に布く。

なる文がある。これが明らかに莊園の記事であることは、閉門爲市の一句で分る。この句は實は最初に用いられたのが、ずっと以前、王莽時代の莊園經營者、樊重についてであつて、『太平御覽』卷八二七、市の條に、「東觀漢記」を引き、
陂池灌漑し、竹木林を成し、六畜雜果、檀漆桑麻あり、門を閉じて市を成す。

とあり、莊園の自給自足的な經營方針を叙述したものであり、同じ『太平御覽』卷四七一、富の條には、やはり樊重について、求め有れば必ず給す、と言っている。されば上に引いた『抱朴子』の文章は、個人の莊園の景況を述べたものに相違なく、従つてそこに見える、僮僕成軍、の僮僕は莊園勞働者に外ならぬことが知られよう。

この句が少し異様に感ぜられるのは、後世ならば、僮僕成軍とは書かずに、僮僕成群と書くべき所だからである。現に唐長孺『三至六世紀江南大土地所有制度的發展』（上海人民出版社、一九五七年）の一七頁には、この條を引いて、僮僕成群に作っている。併し私の見地からすれば、成群でなくて成軍である點に重要な意味があると思うのである。

というのは、この成軍の軍こそは部曲の同意語ではなかったかと考えられるからである。當時の人の實感として、莊園勞働者が、單なる獸群のような群ではなく、軍隊のように部曲（隊伍）をなして、勞働に従事していた有様が、よくこの字面から伺われるではないか。莊園勞働者を部曲と稱するようになったのは、實に當時の人達の實感に基づいたものに相違ない。言いかえれば、ここに僮僕と稱せられたものは、後世の部曲と殆んど變らぬ實質を具えたものと見做してよいと思われるのである。

或いはこれには反論があるかも知れない。それは僮僕とは原來は男性の奴隸を意味する名詞であつて、女性が含まれていない。然るに後世の部曲は家族をもち、従つて婦人子供をもその中に包含しうる概念である。兩者の間にニュアンス以上の相違があるではないか、と。

ところが中國における文字の使用は、もともと、日本人の學者が考えるような窮屈なものではないのである。日本の學

者たちは、ともすれば、奴という字を見れば男奴隸、婢という字を見れば女奴隸と、頑固に定義したが、決してそんなものではない。いま問題となる僮僕について、『三國志』、吳志卷十、陳表傳について考察しよう。

陳武の子、陳表は父の戰功によつて孫權から、會稽郡新安縣において、復人二百家を受賜していた。この復人とは、父の武の傳に復客とあるのと全く同義で、政府の公民たる義務を免ぜられ、その義務、すなわち稅役を主家に捧げることが義務付けられた賤民である。然るに陳表はその勞働力を私することを好まず、その中の精強なる者を選抜して、國家の軍隊に編入した。その際に

この勁銳を枉げて、以て僮僕と爲すは、表の志に非ざるなり。

と言っているが、ここに僮僕といっているのは、先の復人といわれる二百家の壯丁であり、決して單身の男奴隸ではなく、客という身分の家族の一員なのである。このことから考えて、『抱朴子』の文中の、僮僕も單身の男奴隸と解すべきでなく、夫々に家族をもった、客なる身分の壯丁と解した方が適當である。そこには部曲という文字は現われていないが、恐らく四字句にする爲に軍という一字を用いたのであつて、少くも吳の末、東晉の初頃には、莊園勞働者を部曲と稱する呼び方が成立していたと考えて差支えあるまい。

併しながら、實際に部曲なる名を用いて莊園勞働者を指した例は、私が檢し得た範圍内では、ずっと時代が下つて南朝梁の時になる。『梁書』卷五一、張孝秀傳に

字は文逸、南陽宛の人なり。少くして州に仕えて治中從事史と爲る(中略)。頃くして遂に職を去りて歸り、東林寺に山居す。田數十頃、部曲數百人あり。率いて以て力田し、盡く山衆に供す。遠近歸慕し、之に赴くこと市の如し(中略)。普通三年(五三二年)卒す。時に年四十二。

とあり、この部曲數百人は疑いもなく、數十頃に上る莊園附屬の耕作者である。張孝秀はこの莊園の所有權はまだ自己の手中に留めておいたが、これを經營して收入を全部、東林寺に寄付したのである。

次に陳の時代になって、『陳書』卷二、永定二年（五五八年）の條に見える武帝の詔がある。この年の二月壬申の日に南豫州の刺史、沈泰が叛して北齊へ出奔した。この人はそれより二、三年前に北齊が大舉して南侵した時、即位前の武帝、陳霸先の部下の定州刺史として奮戦し、大いに侵入軍を撃破した功勞者である。そこで武帝は特に詔を下して、取り残された舊部曲を安堵させるため、三月甲午に詔を下したのであった。誤解を避けるために、いまその全文を掲載すると、

罰は嗣に及ばざるは古よりの通典にして、罪の疑わしきを惟れ軽くするは、布いて方策にあり。沈泰は反覆行い無きこと、遐邇の知る所たり。昔微功あり、仍て朝寄を荷い、符を名郡に剖き、累蕃に推敷す。漢口より師を班し、還りて方岳に居る。良田四百に逾ゆる有り、食客三千に止まらず。富貴顯榮、政に當に此の如くなるべし。鬼其の盈を害し、天之が魄を奪う。故なく猖狂し、自ら獯醜に投ず。復た人を知るは則ち哲、惟だ帝も其れ難しとす。光武は靡萌に蔽われたるあり、魏武は干禁を知らざりと雖も、但だ朝廷をして我より人に負むくこと無からしめん。其の部曲妻兒は、各々業に復せしめよ。所在及び軍人、若し恐脅し侵掠する者あらば、皆な刼を以て論ず。若し男女口の人の藏する所と爲る者あらば、並びに臺に至りて申訴することを許す。若し臨川王及び節將に樂隨し、効を立てんとする者は悉く皆な聽許す。

とあり、食客三千は古語から借りた表現には違いないが、同時に衣食客三千の實數を現わしたもので、良田四百頃に應ずる農業勞働者とその家族であつたのである。その中の強壯なる者は沈泰の腹心として軍事に従い、この際には彼と共に逃亡して齊に走つたに違いない。逃亡に加わらずに残つた者は、悉く政府の手に收容された筈であるが、武帝は彼等が果して情を知つていたかどうかが不明なので、連坐して處罰することを見合せ、釋放して従前通り、莊園の勞働者として安堵することを命じた。それが復業なのである。この莊園は何處にあつたか明らかなでないが、首都建康の近くにあつたことは確かである。もし任地の南豫州としても、ここは建康の前面揚子江の對岸の間近な所である。恐らく良田四百頃を入手

するには長年月を要したであらうから、任所とは別に適當な土地を物色して購入、若しくは開墾されたものと思われ、また數箇所に分散していたかもしれない。沈泰の叛によつて、この土地が沒收されたことは勿論である。

食客三千の次に、部曲妻兒とあるのは同じ意味であり、部曲は食客中の丁男、妻兒は女子供である。これをもう一度繰返して、最後の所で男女口と言っている。時恰も陳の武帝はその甥臨川王陳騭（後の文帝）、司空侯瑱に命じ大軍を率いて都を發し、揚子江上流の王琳討伐に出征させようとしていたので、沈泰の舊部曲の中から希望者を募つて從軍させようとした。武帝としては一方で恩を賣り、妻子を人質として丁壯を前線に送つて戦力を補強したわけで、正に一舉兩得の効を收めたのである。

從來部曲問題を論じた諸家が見落した大穴は、この語のもつニュアンスを最後まで追求しなかった點にある。部曲は隊伍であり、部隊であり、もともと集合名詞であつた。併しそれは同時にこれを構成する一員を指し得ること、日本語の兵隊さんの如くである。但しこの場合も、一人の兵隊さんという語のニュアンスには、その背後に部隊を造つて行進する多勢の中の一人という語感が残っている。部曲の場合においても、彼等はずっとと集團して耕作する莊園勞働者であるべきだという語感を含んでいるのである。歴史學においても、寧ろ文學上と見えるような問題をも考慮に入れなければ解決に到達しない。

この例は莊園勞働者である部曲が、妻子を養ひ家族生活を送っていたことをはっきり示す例として甚だ興味があるが、併し考えて見ればこれは餘りにも當然すぎることで、たとえ史料がなくても豫想される狀況であつたのだ。中國では農業勞働に當るのは概ね男性であるから、もし數百頃の面積の莊園に、男性の奴ばかり數百人、數千人を集めたならば、到底治安の保てる筈はなかつたであらう。從來の學者は莊園における奴隸勞働を重視しぎると思われるのは、文字に誤まられてのことではあるまいか。耕は奴に問い、織は婢に問う、という諺の奴と婢は、ただそれだけではそれが法律上の用語である奴と婢だという證明には少しもなっていないのである。

既に莊園がある以上、またそこには附屬の農業労働者が存在することが自明である以上、その何れかが屢々言及されずに終ることがあり得るのも亦、自明の理と言わねばならない。『梁書』卷七、王皇后傳に、その父王鸞のことに言及し、彼が祖先王導の賜田を所有していたのを、梁の高祖に強買されたことを記している。

高祖 鍾山において大愛敬寺を造る。鸞の舊墅、寺側にありて、良田八十餘頃あり、即ち晉の丞相王導の賜田なり。

高祖、主書を遣して宣旨し鸞に就いて市わんことを求め、以て寺に施せんと欲す。

然るに自尊心の高い王鸞は、この取引きを好まず、若し皇帝權を發動して收用されるならば屈服しますが、相對ずくで購入したいと仰せられるならば、お断わりします、と答えた。高祖は怒つて市の令に命じ、土地の價格を評價して代金を支拂わせ、土地を寺に寄附してしまつた。さてこの際、八十餘頃の土地には多數の労働者、恐らくは部曲が附屬していた筈であるが、これについては何も記載がない。記載がないということは、彼等はそのまま寺側に移籍したことを物語る。實際において莊園の所有權移轉は相當頻繁に行われたが、若しその度に労働者の入れ換えが起つたとすると、それは大きな社會問題を醸したであろう。即ち一方には失業者の出る可能性があり、他方では労働力調達に奔走しなければならない。同じ意見は既に唐長孺氏が上述著書の中で指摘したところであることを礪波護君から教示されたことを感謝する。

先に例にあげた張孝秀の場合、若し彼がその莊園と東林寺を寄附したのであつたならば、彼は田數十頃と共に部曲數百人をも併せて移籍させたに違いない。若し部曲を自家に留めても働き場所がなかつたであらうし、寺側も土地だけ貰つても耕作に困難を感じざるを得なかつたであらう。それでは自分も困り、寺にも迷惑をかけることになる。莊園と部曲とは附きものであつて、餘程の理由がなければ分離しなかつた。それが社會の通念として成立していたと思われる。史上に屢々現われる寺院に對する田土の寄進は、これと相似たる事情の下に行われたに違いない。

逆に史乘に見える豪族の多數の労働力所有は、必ずやこれに見合うだけの土地、言いかえれば莊園を所有した事實が伴つていたと見なければならぬ。

『晉書』卷六六、陶侃傳によると、彼は孤貧の出であるが、軍功を立てることにより、一代のうちに、腰妾數十、家僮千餘、というほどの豪奢な生活を送るようになった。彼には子が十七人あったというが、不肖な者が多く、陶夏が嗣に立てられたが、亡父の財物を争って兄弟が相攻め、夏は弟の斌を殺すに至った。幸いにして急に病卒したので、政府の處罰を免れたが、父の嗣には兄瞻の子の弘が立てられた。こうして陶侃の財産は諸子の間で分割されたと思われるが、夏の子の淡は晉書卷九四、隱逸傳に見えている。隱者ながらその財産は、家累千金、僮客百數、とあり、これは祖父陶侃の遺産の一部に相違ない。併し祖父の代の家僮千餘はその十分の一に減じている。家僮、又は僮客が莊園勞働者であつたことは言うまでもあるまい。ここでは僮客、（恐らくは部曲）の數によつて莊園の廣さを表わしたもので、ただそれが蔭に匿れて見えぬように扱われている。

陳の武帝が沈泰の莊園を沒收しながら、その部曲を安堵せしめたのは、當時としては普通の行爲であり、本來は特に詔書を下すほど特殊な事件ではなかつた。彼の本音は殘された部曲のうちの壯丁を西征に驅りたい點にあつた。當時は戰亂續きの亂世で、猫の手をも借りたい人不足の時期であつた。沈泰は北齊へ逃げたので、若し北齊との戰爭ならばその舊部曲を使うわけには行かないが、對王琳の戰爭になれば安心して使えたのである。このような特殊な要求から、上のような特殊な詔の發布となり、これに伴つて第二義的な意義しか有しない部曲の記事が殘されて史料となつたわけである。言いかえれば部曲が、莊園と共に新しい持主の下に移籍されたというような事實は、別に珍しいことではなく、ただそれだけならば記録に残るほどの性質のものではなかつた。我々は特殊な情況によつて、偶然殘された斷片的な史料から、反つて當時普遍に行われていたと思われる狀況を把握できるのである。

そんならもしも、このような二、三の記録が無かつたならば、我々は莊園勞働者について全く何も分らない所だつたであらうか。いや、そんなことはない。周圍の狀況から材料をとつて、具體的なイメージを立體的に造りあげ、それを時代の波にのせて動かして見ようとすれば、どの柱が一本缺けており、それをどんな形に補うべきであるかは、大體推測され

るべき筈だ。そこが歴史學なのだ。ただ此の莊園労働者が、はっきり部曲という名で呼ばれ、天子の詔の中にまで書きこまれるほど公式化していたということは、確實に書いたものがなければ知ることができぬというだけの話である。

この公認された部曲なるものは、その主人に隸屬し、従って主人の莊園に緊縛され、莊園の所有權が贈與、沒收、賣買などによって移轉すれば、否應なくそれに従って主人を變えねばならぬものであった。故に先の陳の武帝の詔にも、その男女口を藏匿してはならぬと言っている。主人が逃亡し、連坐の罪を免れても彼等は自由民となつたわけではなく、莊園が國家に沒收されれば、今度はその新たな主の下に、依然として莊園労働者として復業しなければならなかったのである。故に不自由民ではあるが、それは主人に對してのことであり、第三者はこれに干渉するを得ない。だから若し所在の官民や軍人が、これを威迫し侵略すれば切(暴力)の罪に問われる。若しもこれが奴婢の場合ならば財産侵害の盜を以て論ぜられる所である。故に部曲は主人に隸屬しつつも人權を主張しうる存在であり、略々唐律に言うところの部曲なるものの實體と同じであつたと言える。

當時は南北朝ともに大體似通つた社會狀勢であつたから、南方に行われたことは、北方においても行われていたと想像して大過はない。但し學問や文學の上では相當の距離が生じていたが、それも南北朝末になると、再び接近融合する傾向を生じた。特に南朝梁の滅亡直前(五五四年)、西魏の宇文泰が南侵して江陵を陥れ、十餘萬人の住民を捕虜として長安に連れ去つたことは、結果的に見て南朝文化の北方に進出する重大な契機となつた。

この大量の捕虜はみな奴婢として、將士に分配されたが、それから二十三年たつて、北周の武帝の建德六年(五七七年)、此等の奴婢を放つて良民とすべき詔が發せられた(『北周書』卷六、武帝紀)。この詔の末には但し書きが附せられて居り、若し舊主人が、猶お須らず共居すべきものなるときは、留めて部曲及び客女と爲すことを聽す。

と見えている。こんな附帶條項があつては、奴婢解放はいわゆるザル法で、從來の奴婢が單に部曲客女と名をかえられたばかり、依然として隸屬身分を離脱できなかったであらう。そんならこの詔は全く何んの効果もないものであつたかとい

えばそうではない。それには北周の奴婢が如何なるものであったかを考えてみる必要がある。

北周の中心部たる關中は當時において最も後進地域であり、その支配階級は、まだ生蕃的な性質をもった鮮卑族であった。恐らくこの社會には、奴隸制度が古代的な意味で殘存しており、政府はやがてその待遇改善に努めねばならなかったのではないか。特に先進國である北齊や、南朝から掠奪してきた奴婢は、これまでにおいて、遙かに多くの自由を享受してきた人達であつたので、彼等の不満を柔げる必要があつたのであろう。

江陵で獲得した人民は奴婢として功臣に分配されたが、それは相當多數の集團として下賜された。これを『周書』によつて檢すると、先ず江陵平定の總大將であつた于謹はそこから一千口を與えられた。またこの謀を立てた長孫儉は三百口、于謹の子翼は戰爭に参加せぬのに、二百口、但しこれは辭退、部將の侯植は一百口、という風に、百人單位で分配された。こんなに多數の奴婢は、どんな風に使役されたかと言へば、それは莊園勞働者としてであつた。『周書』卷二九、宇文盛傳に、彼は趙貴の陰謀を告發した賞として、

涇州都督に除し、甲一領、奴婢二百口、馬五百匹、牛羊及び莊田什物等の是に稱うものを賜わる。

とあつて、この奴婢の多くは莊田の勞働に使役されたに違いない。江陵の捕虜も同じように莊園で使役される者が多かつたであらう。それだけ北周地域は他よりも遅れていたもので、北周政府は此等の莊園で役使される奴婢を、もう一段高く部曲の地位に引上げてこれを保護する必要を認めたものと解される。そしてこのような莊園勞働者の意味として部曲なる名詞が北朝で用いられたのは恐らくこれが最初であり、この事自體が南朝の用法の模倣ではないかと思われる。

私は先に、莊園勞働者はたとえ最初は奴婢であつても、時代の經過と共にそれは部曲化せざるを得ない筈だと想像したが、正にこの場合が事實としてそれに當つているのである。凡そ社會現象においても、生物進化の現象のように、個體發生は系統發生を繰返すという現象が見られる。後漢三國以後、南朝を通じて、奴隸的勞働の中から部曲なる莊園勞働者が發生成立した長い歴史は、北周の短い歴史の中に集約して現われたとも見ることが出来るのである。

三 部曲と衣食客

唐代の部曲が晉代の衣食客に淵源することについては既に濱口重國博士の大著『唐王朝の賤人制度』の中に説き盡されて餘蘊がない。ただ私見を以てすれば、それが官戸との比較に及ばなかった點が物足りないと思われる。

前に述べた個體發生が系統發生を繰返すものだというもう一つの例が、唐初の事例においても見られる。それは『舊唐書』卷五、高宗本紀下、咸亨元年（六七〇年）十月癸酉の條に

雍同華州貧窶の家をして、年十五已下の存活する能わざる者あれば、一切人の收養して男女と爲し、驅使に充つるを聽す。皆な將て奴婢と爲すを得ざれ。

とあり、貧民の子供が餓死するのを免れしめんが爲に、緊急の命令を出した。此に男女と爲して驅使に充つると言うのは、その下に奴婢とはするなと斷わつてあるので、これは當然部曲に近いものである。殊に驅使という言葉は『唐律疏議』卷十二、養雜戸爲子孫の條に

雜戸なる者は、前代に犯罪して没官せられ、諸司に散配して驅使せらる。

と見え、雜戸は官戸と共に最も私家の部曲に近いものである。故に驅使に充てるとは、部曲と同じ待遇を許すという意味に受取られる。ところでこの驅使に當てられる筈の男女は、其後三年たつと咸亨四年正月になって、解放の機會が與えられたことを『舊唐書』同卷に次のように記している。

詔して咸亨の初に收養して男女と爲し、驅使に充（及）てられし者は、衣食の直を量酬して本處に放還するを聽す。すなわちこれまでの費用を辨償して實家に引取ることを許し、無理に引止めることは出来なかつたのであらう。ところで此處に見える衣食之直という言葉は、部曲が主人を替える時、新主から舊主に支拂われる代價を指す際に用いられ、『唐律疏議』卷二、十惡反逆縁坐の條の問答に

部曲の人に事うるを轉易するには、衣食之直を量酬するを聽す。

とあるに相應する。いよいよ以て、先の驅使に充てられた男女は部曲に近いものであることを知るべきである。

そんならばこの際、何故にこれを部曲と言ってしまったのであろうか。私はやはりそこに勞働形態の相違があったのだと思う。當時部曲には、莊園勞働者という社會通念があったため、この際には寧ろ家内勞働に従事する奴婢に近い用途に使役さるべきであつたため、殊更に部曲という言葉を避けたに違いない。

上に掲げた『唐律疏議』問答に見える部曲の衣食之直を、動もすれば部曲がそれまでに主人から與えられて消費した生活費の合計の意味に取ろうとする説があるが、これは大なる誤解である。これは成長までに要した養育費の意味に解すべきである。これと似た言葉に乳哺之直というのがあり、『唐律疏議』卷十二、養子捨去の條に見えている。これによると、異姓の男を收養するのは本來は違法であるが、但し小兒の年三歲已下のもので父母に遺棄され、若し收養しなければ性命が絶えんとするような状態にある時には、特にこれを收養し、自己の姓を名乗らせることを許す。恐らくこれは、前出の男女と爲す、と同じ意味であらう。併し若し後に實父母がこれを識認した時には

合に本生失兒の家に還えし、乳哺之直を量酬すべし。

と言っている。これも養育費の意味であり、幼兒であるから乳哺と言つたにすぎない。故に部曲の場合の衣食之直はこれと同様に養育費の意に外ならず、咸亨元年の四年の記事を参照すると、それは年齢十五歳までの費用であつたと思われる。若しもある説のように、無際限に衣食しただけの累計が衣食之直であるならば、部曲の轉事の際、新主が舊主に支拂う報償金が老年の部曲ほど高價につくではないかという疑問に正しく答えることができるのであろう。

『唐律疏議』の養子の條、及び咸亨元年の記事に三歳以下、また十五歳以下の男女としたのには特別の意味があり、唐の制度では生れてから三歳までを黃、四歳から十五歳までを小、十六歳から二十歳までを中とする。中ともなれば古來自活可能な年齢と考えられ、唐代では官戸の徭役開始の年齢であり、古く晉代には十六歳以上は正丁と見做されたことが、

『晉書』食貨志に見えている。されば三歳までの養育費を乳哺之直と稱したのに對し、十五歳までの養育費を衣食之直と稱して區別したと思われる。中世の政治の特色は何氣ない政策のように見えて、その奥には一貫した根本的な原理があり、それによって運営されているのであって、近世の飽迄も現實的な、其場其場で臨機な對策を繰り出すのとは、大へんな相違がある。この機微な點を見抜くのが研究者の任務であらう。ここで私はもう少し深く立ち入って衣食の意味を尋ね、更に溯って晉代の衣食客との關係を検討して見ようと思う。

衣食なる言葉は古くから生活、又は生活費の意味に用いられ、有名な『管子』の言葉にも、衣食足りて榮辱を知る、という名言がある。ところが中世においては、その中でも特に扶養、又は養育の意に用いられることが多い。前掲濱口博士の『唐王朝の賤人制度』の中に引用されたものを借用すれば、『晉書』卷八九、王育傳に、彼が幼時貧困で他人に傭われて羊を牧したが、羊を失っても償うことができず、身を賣って辨償しようとした時、許子章なる者が代って羊價を償い、自己の子と一緒に學ばせたことを記し、

給其衣食。使與子同學。

とある（四八六頁）。また『周書』卷六、武帝紀下、建德六年二月癸丑の詔には

其の癡殘孤老にして饑餓して食を絶ち、自ら存する能わざる者あらば、刺史守令及び親民の長司に仰つて、躬自ら檢校して親屬なき者には、所在に其に衣食を給し、務めて存濟せしめよ。

とあり、『全唐文』卷七九九に引かれた唐の皮日休の趙女傳には、その父が鹽鐵商人となり、その税を私して死刑に處せられようとした時、趙女は官に訴えて自らその罪に代ることを請い、その理由として、

某は七歳にして母亡かり、父が官利を私盜して、某が身に衣食せしを蒙る。生を爲すや厚し矣。

と言っているが、ここでは衣食が動詞に使われて養育の意味になっている。また前にも引用した『舊唐書』卷五、高宗紀威亨四年春正月甲午の詔にも

成亨の初、(十五歳以下の存活する能わざる者を)收養して男女と爲し、驅使に充(及)てられし者は、衣食の直を量酬して本處に放還することを聽す。

とあり、收めて養つたことが衣食の直を要求しうる理由としている。このように見てくると、幼時に他人から衣食を給して養育された賤人が、即ち衣食客ではなからうか。

濱口博士は、東晉の給客制度において、六品以上の官が、衣食客三人、佃客二十戸(以上遞増)と規定されていることに對し、衣食客の数が少なく、且つ戸を以て呼ばずに人を以て數えていることに疑問を抱かれているが、若し衣食客なるものが孤兒を貰い受けて養育したものであり、佃客は既に戸を成す良民の投依したものであるとすれば、その差違が説明できると思う。孤兒を養育するのは費用もかかり、その機會もさまで多くはないからである。この記事からして、衣食客なるものの成立は、晉代、または晉代を溯ること遠くない時代と思われる。

さてこのようにして制度的に認められた衣食客は、主人に隸屬し、自ら離脱することは出来なくなっていたであろう。この點で衣食客はまた十夫客と對立概念を形成する。濱口博士に従えば、十夫客なるものは、自賣して爲るものであると共に、また容易に自贖して自由を取戻すことができるものだとなるからである(『唐王朝の賤人制度』四八四—四八五頁)。

最初は同種の賤民の中で比較的小數であつた筈の衣食客は、次第にその名が同類を代表する名稱に代つて行く。『宋書』卷一八、禮志に、奴婢・衣食客と連ねて用い、恰も後世、部曲・奴婢と連稱するのと變らぬこと、また濱口博士、前掲書(四八八頁)の指摘する如くである。何故にそうなつたかの理由を考えるのに、恐らく、衣食客の成因の説明が最も儒教的な大義名分に叶つて通り易かつた爲であろう。幼時養育の恩と言われれば、當時の社會通念として何人も異議を唱えるわけに行かない。そこで法律、或いは制度として奴婢よりも上級の諸種の賤民の地位を合理的に説明するため、事實の如何をさしおいて、衣食客の理論によつて説明するようになって、やがて公認の原理と化したのであらう。その實、客の多數は貧民が投依し、豪族が隱庇し、また政府がそれを復客として認めた者であつたであらうことは十分に推測されう。

る。

さてこのような法理論によって衣食客の名が普遍化すると共に、他方には莊園勞働者が、その集團生活の實態から、集合名詞たる部曲の名によって呼ばれることが多くなった。衣食客は即ち部曲という通念は本文に引いたように、最もよく陳の武帝の永定二年の詔に見えている。そこに言う衣食客は疑いもなく衣食客の約であり、これを後に部曲と言いかえているのである。

結局唐代の制度は名稱には部曲なる名を用いながら、その説明は衣食客の理論である。それは前文に引用した咸亨四年の詔や、『唐律疏議』の部曲轉事の各條に見えている。更にこの考を最もよく現わしているのは、『唐律疏議』卷二二の釋文、部曲奴婢客女隨身の條である。

幼より歸するところ無く、投身して衣飯（食）し、其の主、奴を以て之を畜い、其の長成するに及んで、因て妻を娶らす。此等の人は主の屬貫に隨い、又別に戸籍無し。此の若きの類は各（名）づけて部曲と爲す。

とあるのは、大體において唐律の精神を傳えたものと見てよいであらう。

四 部曲と官戸

日本における部曲の研究は、最も大切な點で誤った見解から出發した感がある。諸家が『唐律疏議』の中に記された、部曲の轉事の際における衣食之直を、生れてから現在までの生活費の合計と考えたのは大きな誤解であるが、そこから更に部曲の生活費は凡て主人から支給されるもので、部曲はその故に全く無償の勞働力を提供したと解したのは、もっと大きな誤解である。それでは經濟的に奴婢と部曲と全く異なる所がないではないか。恐らく唐律には多くの場合、部曲奴婢と續けて文を成すので、奴婢から部曲を類推したのであらうが、それならば類推の方法を誤ったといふべきである。部曲の場合には寧ろ官戸の性質を以て類推の基準に取るべきであつた。

私家に部曲と奴婢とあるように、官には官戸と官奴婢とがあった。私奴婢と官奴婢との法律上の位置は略々等しい。更に部曲と私奴婢との差は、官戸と官奴婢との差に殆んど等しい。故に部曲は屢々官戸部曲と續けて條文の中に現われる。官と私との相違はあつても、既に法制上、官戸と部曲の地位が平行しているならば、經濟上においても略々同水準と考えるべきではあるまいか。

中世の經濟は徭役勞働が本體であるとは、西洋から流行つてきた學說であるが、東方においても略々それが妥當することとは、私が嘗て發表した通りである。唐代に行われた均田法は、その實體は徭役勞働に外ならない。政府から土地の配給を受けた課戸の負擔は、租庸調と雜徭とであるが、租は重勞働十五日、庸は同じく二十日、調は同じく十五日、雜徭は輕勞働四十日（正しくは四十日未滿）、合計九十日であり、一年を三百六十日とすればその四分の一に當る。但し輕勞働を半分として計算すれば合計七十日となり、一年の五分の一弱となる。^⑥

官有の隸屬民のうち雜戸は、州縣の戸貫を有しながら諸司に配せられ、驅使に充てられる者であるが、二年五番、一番一月であるから二年に約百五十日、一年約七十五日となる。

雜戸と似たもので稍々地位の劣る官戸は、常に私家の部曲に相對比せられるものであるが、州縣の戸籍を有せず、官衙に隸屬して番上するが、年三番、一番一月であるから、年九十日であり、これは重勞働と認められる。

相似た徭役勞働でありながら、良民の課戸と、賤民の雜戸・官戸との根本的な差違は、良民の場合は婦女に役がなく、賤民の場合は婦女も番役に上らねばならなかった點にある。『唐六典』卷六、刑部都官郎中・員外郎の條の本文に、

番戸・雜戸は則ち分つて番となす。男子は蔬圃に入り、女子は厨繕に入る。

とあつて、この中の番戸は言うまでもなく、官戸の別名である。男子が蔬圃で野菜を作り、女子は厨繕に入って料理に當るとは、單にその代表的な勞働を挙げただけで、要するに男子は戶外勞働、女子は家内勞働を主としたことを言つたのである。

その徭役の開始の年歳も、良民の課戸に比してずっと早い。課戸は中男年十八以上が雜徭に當るのであるが、番戸・雜

戸は男女を問わず、年十六になれば上番する。
 官奴婢はいわゆる長上で、番ということなく、一年三百六十日の徭役である。以上をまとめて圖にすると次の如くなる。

	良 民		上 級 賤 民		下 級 賤 民
	官	課戸男丁（九〇）	雜戸男女（七五）	官戸男女（九〇）	
私			部曲客女（？）		奴婢（三六〇）
					奴婢（三六〇）

（括弧の中は年間平均徭役日數）

このような表が出来た時に、部曲の下には如何なる數字を入れるべきであらうか。從來の諸家は躊躇なく三六〇と書き込んだが、それでは奴婢との間に全く差別がなくなる。寧ろ諸家においては、差別がなかったということが前提となつて、他の分野に論を進めて行かれたのでなかったか。

併し翻つて考えるに、唐律において斯くもくどくしく部曲と奴婢との差別を意識するのは、それが社會的の通念として兩者の間に大なる逕庭が存在していた爲ではないか。若し犯罪を犯して律によって裁判される特殊な場合でさえなければ、部曲と奴婢との間には殆んど差別がないというならば、それでは法律のために法律が存在するようなものではないか。これだけの區別を強調するには、兩者がおかれた社會的環境に相當大なる差別があったと見なければならぬ。而して社會的環境の差別とは言いかえれば經濟的條件でなければならぬ。それは恰かも官戸が官奴婢と差別される前提となつた徭役日數の差違の如きものであるべきである。

私は部曲と官戸と對應せしむることにより、また前代屯田收入の配分などと考えあわせ、部曲の徭役日數を一八〇乃至二四〇日と推測したい。年間の半分、乃至三分の二である。ということは彼等は莊園内において自己の耕作地を與えられ、

自己の勞働で耕作してこれを自己の取得分とする外に、莊園主の直屬地において無償の勞役に服することを意味する。^⑧

部曲と徭役勞働について、瀧川政次郎博士はその著『支那法制史研究』所收「唐代奴隸制度概説」の中で極めて重要な示唆を與えられた。それは日本の『養老令』戸令の家人の條に

皆な本主の驅使するに任す。唯だ盡頭驅使し、及び賣買するを得ざれ。

とあり、「義解」には

假に家人男女十人ある者は、三兩人を放ちて家業を執らしむるを謂う也。

と説明し、「集解」には

古記に云う。盡頭驅使するを得ざれとは、一百有る者は六十、七十を驅使するのみなるを謂う。假令えば、一家二人有る者は一人を役し、一人を免じ、若し三人有る者は二人役せられ、一人免ぜられ、五人有れば三人役せられ二人免ぜらる。老免の丁は少しく役せらるのみ。

とあるので、唐令にもこれに相當する箇條が存在した筈だと述べられた。言いかえれば部曲に關し、これに類する規定がなければならぬのである。これは誠に貴重な指摘であると、濱口博士も贊成される（『唐王朝の賤人制度』七五―七六頁）。ところで若しも日本の家人の待遇が、唐の部曲に對する待遇と略々似通ったものだとすると、我々ほどの様な條文の存在を推測し得るだろうか。部曲の一家の勞働力一〇〇パーセントの内、主家が常に役するのは六〇乃至七〇パーセントに止める。更に具體的に言えば、部曲の一家の勞働力二人なれば一人だけを役し、三人なれば二人を役し、五人あれば三人を役して、他を其家に留めよとある。ところでこの家に留まった勞働力は當然自家の生産に當らねばならぬ。更に言いかえれば主家はその部曲に、二分の一、乃至三分の一勞働力に適當なる生産手段、主として土地を貸與し、その生産によって家計を維持せしめ、残る大部分の三分の二勞働力を主家の徭役に徵發し、無償の勞働に服せしめることより外には考えられぬ。恐らくこのような意味の箇條の外に更にもう一つの附加條項があつたに違いない。それは官戸の徭役が一番一月で

年三番なる規定の次に、留めて長上せしむる場合の條項があつたと同じように、主家が盡頭驅使する必要が若しあつた時には、その代償として本來無償の筈の徭役に代價を與えるべきだという規定に外ならぬであらう。このように理解して初めて、唐律において官戸と部曲とを並列せしめる所以が説明可能になつてくる。このような立場から、私は更に進んで、官戸の長上の場合の規定を吟味して、部曲の性質理解に資したいと思う。

官奴婢と番戸・雜戸の徭役の差異はその衣糧支給の規定の上によく現われている。奴婢の場合は官より衣糧を供給して生活せしめる。『唐六典』卷六、都官郎中の條の注文に奴婢について

春衣は毎歲一給し、冬衣は二歲に一給し、その糧は則ち季ごとに一給す。

とあり、その支給は丁奴丁婢のみならず、四歳以上の小兒にも及ぶものであつた。その糧の細目は

丁口は日に二升を給し、中口は一升五合、小口は六合。

とあり、中口とは前述の如く十六歳以上十九歳までであり、小口は四歳以上十五歳までである。三歳以下の黄口には給せられなかつたと見える。

この規定によれば、官奴婢は十六歳以上は長上して無償の勞働に服する代りに、その生活の資は全部を官に仰ぐものである。但しこれを衣食とは稱しないで、制度上には衣糧と稱する。ところが番戸・雜戸の場合はそうでなかつたのである。前述のように彼等は番上するのであるが、官の都合によつて、これを留めて長上させることも出来る。その際には矢張り衣糧を給するが、衣の方は奴婢と同様である。然るに糧の場合には

諸戸を留めて長上せしむる者には、丁口は日に三升五合を給し、中男（口）は二升を給す。

とあり、文中の中男は恐らく中口の誤りであらう。ここに問題となるのは留長上——留めて長上せしむる、の意味である。單に留役ならば、留めた日數についてだけ糧を支給し、本來の番上の期間に對しては支給しない筈であること、課戸の留役の諸規定からして推測される。

併し留めて長上という場合には、これと異なり、本來の番上の義務日數についても支給を受けたと見なければならぬ。何となれば番戸・雑戸は自己の餘暇勞働によって口分田を耕し、自己と家族との生計をたてねばならぬ。衣・糧は本來何れも官から支給されない。そこで若し丁口が年間三百六十日のうち、番上義務期間九十日を差引き、二百七十日分だけの糧の支給を受けるとすれば、それは合計九石四斗五升に過ぎない。奴婢が一年を通じ七石二斗を受けるのと殆んど大差がない。奴婢は家族があつた場合、中口・小口まで支給を受けるのに、番戸・雑戸にはそれがないから、反つて奴婢よりも不利益になつてしまふ。恐らくそのような不合理はなかつたであらう。ところで若し年間を通じて受くるとすれば計十二石六斗となり、奴婢の二倍近くになつてこれなら理窟にも計算にも合うのである。

番戸・雑戸が留めて長上せしめられた場合は衣をも奴婢に準じて給せられるのであるが、この際の衣糧は俸給若しくは賃銀のような性質を帯びることを注意したい。即ち奴婢の場合は、丁口から小口に至るまで各人が、生活の資を與えられるので、いわゆるぎりぎりの生活給であるが、諸戸の場合にはその一家の代表者が勞働によつて代價を與えられ、それによつて家族の生活を支えるからである。

諸戸の中男女が十六歳になれば徭役に服する事實は重要である。即ち十五歳までの小口は被扶養者であり、何人かによつて養育されなければならぬが、十六歳以上中口となれば最早や一個の獨立勞働者たる資格を認められ、留長上の際は丁奴と同じく日に二升の糧を給せられ、中奴の糧の一升五合と考えあわせると、勞働賃銀が生活費を若干上まわる勘定になるのである。このことは部曲轉事の際の衣食の直は、十五歳までの養育費だけであることを示す有力な傍證にならう。

官奴婢と官戸との間にこのような相異があつたことは、私賤民においても、奴婢と部曲との間にこれと類似の差異があつたことを想像せしめる。恐らく部曲は莊園における徭役勞働者であり、主家に對する徭役の外に、自家の爲の勞働時間を保有したに違ひないのであるが、恰もよし、日本養老令における家人の規定はいよいよ、この推測の誤りでないことを證するに足るものである。

このような貴重な瀧川博士の指摘を、稔りなきものに終らせたのは抑も何であったか。それは前述の如く『唐律疏議』に、部曲の轉事の際に衣食の直が支拂わるべきだとする記事の内、衣食の意味を誤解したことから起る。衣食の直という言葉から直ちに仁井田博士が、

衣食之直とある點は、部曲が主人に衣食もしくは衣食の費を給與されて生活したものであることを示している。

と解されたのは（前掲書、四九五頁）、謂れない擴張解釋にすぎない。それでは衣食之直は年とともに積み重なり、老いた部曲ほど轉事の際の支拂いが多くなる。こんな不合理はない。部曲のイメージ全體を狂わせたのは、凡てこの解釋が誤った所から出發する。既に部曲の衣食が常に主家から支拂われることになることとすれば、これは奴隸の場合と殆んど變らず、部曲の地位はそれだけ奴隸に引きつけて解釋されるので、當然の手續きとして試みらるべき官戸との比較を不可能にしてしまった。更には瀧川博士が提起された日本養老令の家人との比較をも空轉させてしまい、そこから當然引き出さるべき徭役勞働制度の存在を無視する結果となったのである。私は濱口博士が部曲の前身、衣食客について（前掲書四八七頁）

衣食客たることを罷めたいと思えば、主家から今までの養料を出せと言われることになり、（圈點筆者）
と言われながら、そこで止まってしまう、それから後は仁井田説に誤られたことを惜しむものである。

このようであるから、部曲は従つて自己の家計をもち、私有財産權をもっていた。この事は既に濱口博士も指摘されているように、彼等が損害賠償の主體たり得ることによつても知られる。『唐律疏議』卷二十、略和誘奴婢の條に、

良人部曲は合に資財あるべし。

とあり、これは法律の條文ではないが、疏議の文として、部曲は良人と同じく所有權をもっているという社會通念を述べている。次に同書卷六、官戸部曲の條に

其の部曲奴婢の應に贓贖を徵すべき者は、皆な部曲及び奴婢より徵し、主に徵すべからず。

とあり、この場合は部曲のみならず、奴婢にも私有財産があれば賠償を求め、主人に累が及ばなかったのである。

從來諸家が部曲を論ずる際には、一種の先入見を抱いて解釋に當った傾向がある。すなわち歴史は階級闘争の連續であり、權力者側は常にとことんまで、その勢力の及ぶ大衆から搾取し続け、これに對して下層からは常に反抗運動を以て答えていたとする見方である。もちろん歴史にはそういう面もあり、そこから革命が起る可能性もあるのであるが、さればといつて、部曲の主人は法律の許す限り最大の範圍内で自己の欲望を伸張したとするならばそれは適當でない。極限の場合は常に念頭におかねばならぬが、もしこの極限の場合を一般化してようと、そこに大きな見當外れが生ずる。歴史は革命の歴史であると見るのは自由だが、一方においてある社會狀況があまり變化することなく、數百年乃至千年に亘つて續くという安定の面を見落してはならない。常識で考えられないような無法な制度はそう長く續くものではない。そこで知恵を絞つて成るべく長く續く制度を考え出してきた。そこに社會の發展がある。奴婢制度から部曲制度が生じたのも、そのような面の一つの現われにすぎない。

故仁井田陞博士の大著『支那身分法史』に部曲と奴婢との地位の異同を示す一覽表が載せてあるが、ここには所有權について一言もしてない。恐らく共通して兩者に有りと認められた結果であらうが、同じ有るにしても有りようが違ふ筈である。社會通念として有るのが普通と認められた場合と、無いのが普通と認められた場合では雲泥の差がある。もちろん部曲は主人にその財産を召し上げられても抗拒も上訴もできない。妻を姦せられても告訴できず、その事が知られても主人は罪に坐しない。併しながら罪に問われなくても、そのような行爲は姦であることには變りない。法律上に罪にならぬからと言って、そういうことが常に行われたとは考えられず、またそんな事が通常に行われぬような社會狀態にあり、そういう社會通念が一般であつたと見なければならぬ。

實際において莊園主が考えることは、如何にして長期に亘つて莊園から生ずる利益を確保せんかであつた。部曲の財物を一切召上げて奴婢狀態におき、強制勞働だけを課することは、やろうとすればやれたことには違ひなからう。併し奴隸

勞働は最も効率の悪いものであることは、改めてマルクスに問うまでもない。その缺點に氣付いて考案された徭役勞働制が既に官方では普遍的に行われている時に、一層利に敏い資本家がこれを無視して、奴隸勞働を守り續ける筈はない。極限までの搾取は一時的には効果を収めても永續さすことはできない。そんな簡単な理窟を莊園主が知らぬ筈があらうか。

既に部曲が主人に對し一定の勞働量を徭役として提供した後、自己の借地で耕作に従いその生産物を私有することができるとすれば、彼等の子女の養育は必然的に彼等自身の責任となる。もしその位の責任を負わなければ、その地位は奴婢と變らぬものだし、主人側としても一々部曲の子女の生活費の面倒を見てやらねばならぬようではその繁にたえぬ。それでは奴婢の身分から半分解放された部曲を有する意味がなくなってしまうであらう。

もしそうだとすると此に、部曲が新主に轉事する際、何故に舊主に對して衣食之直が支拂わねばならぬかの疑問が當然起ってくるであらう。抑も良人が部曲の身分に陥った際には、賣買によつたものでなく、單に養育費を支拂われたという理由による場合のあつたことは、咸亨元年、四年の記事によつて想像される。然るに部曲の子孫の代になると、彼等は生れ乍らにして部曲であり客女である。別に主人から養育される條件を要しない。にも拘わらず、彼等は祖先の負い目を自己の負い目として生れついた者である。されば彼等の祖先が最初に部曲になる時に、衣食の直を受けたと想定して部曲の地位を承けついだ。されば新主人となる者は新附の部曲に代つて、その祖先の負い目を償わねばならぬものと考えられたのであらう。もちろんこれは爲法者の論理をつきつめて行つた場合の話で、當時の人にはそれは單なる轉事の代償として響いたであらうことも想像される。

抑も一つの社會は、一つの調和體として安定を保っており、そこからその社會の通念が生れる。法律なるものは、この社會通念を法文化したものであつて、畢竟はその社會の產物であり、決して法律が社會を造るのではない。ところで社會通念を法文化する際、法律は條理を尊ぶものであるから、具體的な事物は抽象化され、質的な差違は量的な差等に還元されてしまふ。従つて法律から當時の社會情勢を復原することは不可能である。現行の憲法、刑法のどこに資本家、財閥と

いう文字が見出せるだろうか。私はいま當時における社會通念としての部曲と奴婢との差違を次に對照表として示すことにする。何度もことわった通り、これはどこまでも平均値であり、極邊と極邊とを比べれば同一であることも當然ありう。併しそんなことを考えるのは歴史學としては少しも面白いことではない。歴史家は裁判官ではないからである。

部 曲

- 一、官戸に近い存在である。
- 二、主として莊園勞働者である。
- 三、主に集團的に働いた。
- 四、期限を定め徭役勞働を提供した。
- 五、家族を持つを原則とする。
- 六、所有權を持ち、所有物のあるのが普通。
- 七、部曲の名で客女をも代表しうる。

そんならば所謂社會通念なるものは如何にして知りうるかと問われるかも知れない。實はそこが歴史學の勘どころなのである。それはあらゆる面に現われていて歴史家の研究を待っている。もちろん唐律ならば「唐律」の條文にも現われている。併しこの場合は寧ろ「疏議」の方によりよく現われていることを指摘しよう。

例えば同書卷二十、略和誘奴婢の條を見よう。奴婢を暴力で連れ去った場合、奴婢の價格の物を強盜したとされる。若し奴婢が自身着ていた衣服の外に持物があれば、これをも強盜したことになる。若し和誘、すなわち欺して合意の上で連れ去った時は、奴婢の價格だけの物を竊盜したことになる。奴婢の着た衣服以外の持物があれば、これも竊盜したことになる。尤もそれを知らずに居れば、この點は罪にならない。部曲客女を暴力で連れ去った場合は、強盜罪とはならず、暴力罪に問われる。部曲客女は人格があり、物品ではないから評價できないのである。但し部曲が着ていた衣服の外に財物

私 奴 婢

- 官奴婢に近い存在である。
主として家内勞働者である。
個々に奉仕した。
年中無休の勞働である。
家族のないのが原則である。
衣服以外は主人の所有物であるのが普通。
奴は婢を含まない。

があり、これを自分のものに取上げれば、この時は財物を強盜したことになる。和誘の場合は、この財物を竊盜したことになる。但しその財物を取上げず、そのまま部曲の所有に残している場合には、この點では罪とされない。部曲には所有權が社會通念として認められているからである。

こうして見てくると、我々にとっては唐律の本文よりも、寧ろその疏議の方が重要な史料になってくる。實際、既に死法となった唐代の刑法などで、部曲が良人を殴った場合には、良人同志で殴った場合よりも一等重く罪し、奴婢が良人を殴った場合は更に一等重くなる、というような規定は、ただそれだけでは何等重要な意義を示すことにはならぬであらう。この法律の裏面に匿れた意味を尋ねて、そこから當時の社會通念を引き出すことが歴史學として重要なのである。

さてこのように見てくると、唐代の普通の記録に部曲という名が見えないのは、それが他の名前と呼ばれているからであつて、決して實物が消滅していたわけではないことに見當がつく。何よりも莊園で勞働者として使われているものは部曲にちがいない。若しそれが奴婢とあつても、奴は部曲を、婢は客女を指すことが多かったであらう。莊客とあるのは讀んで字の如く、莊は莊園であり、客は部曲の同意語である。寺戸も實質は部曲であらう。官の隸民を官戸と言う如く、寺に隸屬したものが寺戸であり、甚だ官戸に類似した性質のものと思われる。

部曲なる名稱はあまり雅でないためと、別に他の意味の軍隊の隊伍として用いられたが爲に、寺院に軍隊は相應わしくないで、別の名を用いたものと思われ、従つて部曲と呼んで差支えないものであつたであらう。唐の武宗の會昌年間の排佛（八四五年）において、佛寺を毀ち僧尼を還俗させ、その莊園、膏腴の上田數千乃至一萬頃を沒收し、その奴婢十五萬人を放つて兩税の戸としたとあるが、この奴婢の中には明らかに多數の部曲が入っていた筈である。それは『唐律疏議』卷六、稱道士女冠の項に律條として、觀寺の部曲奴婢、なる語があり、その下の疏にこれを受けて同じ言葉を數回繰返しているからである。すなわち當時は道觀、寺院には部曲が隸屬しているのが通念となつていたので、上の十五萬人の奴婢の中には當然部曲も數えられなければならぬ。或いはその殆んどが寧ろ部曲であり、寺戸と稱せられていたのではないか

と推察される。

更に考うべき問題は部曲の結婚權についてである。便宜上、奴婢の場合から論を進めることにするが、『唐律疏議』卷十四、雜戶不得娶良人の條において、奴婢に言及し

奴婢は既に資財に同じければ、即ち合に主の處分に由るべし。輒ち其の女を將て私に人に嫁與するときは、須らく婢の贓を計り、盜に準じて罪を論ずべし。五疋なれば徒一年、五疋ごとに一等を加う。

とあり、奴婢はもし結婚して子を育てることを許されても、其の子は主の奴婢であるから、子の結婚について主婚となり、親權を行使することができぬのである。若し主の許可なく私にその女を他人に嫁與すると、女の代價を盗んだ罪に處せられる。ここで注意すべきは、娶った側が罰せられるのでなく、與えた側が罰せられる點である。これには下層社會においては結婚は一種の人身賣買であり、結納の名の下に、女の身代金が女の親に支拂われるという現實を前提としているらしい。即ち女の親は主人の所有物たる女を私に他に嫁して結納を取ったので、それだけ主の財産を盗んだことになるわけである。恐らく贓、すなわち身代金は結納金の額で計られたに違いない。従つて奴婢の結婚は同じ主人の奴婢同志の間だけで行われる。若し主人が異なる時は、奴の主人が婢の主人に代價を支拂わねばならぬ。言いかえればそれは、先ず婢の賣買が行われて、同じ主人の下に奴婢となつた上で、結婚が許されるのである。

そんならば部曲客女の場合はどうであらうか。前述の如く、部曲客女は人格を認められているが、但し主人に隸屬している。そこで結婚には當然その主人の許可を得なければならぬが、この場合も矢張り、結婚であるからには聘財を必要としたであらう。この際、男性部曲から相手の客女に支拂う結納金は、いったい誰の手に入ったであらうか。若しこれが同一主人の下における部曲客女の結婚ならば、主人にとって勞力に變動は無い筈であるから、主人が聘財を取る理由がない。故に聘財は男性部曲の親から、客女の親に支拂わるべきである。

次にこれが主人を異にする場合になると、客女は他の主人の許に移轉することになるので、この際は轉事の條件とし

て、いわゆる衣食の直が、男性部曲の主人から、客女の主人に支拂われなければならぬ。そしてこれとは別に、聘財が男性部曲の親から、客女の親に支拂わるべきである。若しも主人の一方が衣食の直を出すのを拒み、或いは他方が客女の轉出を許さなければ、この婚姻は成立しない。

この際に併せ考えなければならぬのは、大莊園における部曲が多數人の集團である場合、彼等はある程度組織された労働者であつたに違ひないと思われることである。たとえば數百人の部曲があつた際、烏合の衆として集團するだけならば、主人の方が統率に苦しむであらう。そこには組を設け、組長を立てて、統制を保たせることが必要になる。これが官戸の場合には、主人に相當する者が刑部の都官郎中、員外郎であるが、併しかかる官吏が直接凡ての官戸・雜戸・官奴婢の身上を監督管理することは不可能である。そこで夫々の小集團に分ち、その責任者を定めて主司と稱した。その配下の逃亡などに際しては、主司がその責を負うて處罰される定めである。されば官戸・官奴婢等の結婚については、都官郎中・員外郎の職として配偶を定めるように規定されているが、實際にこれを行うのは各主司に外ならず、都官郎中は單に最後の決定を行うに過ぎなかつたと思われる。

同じようにして、部曲客女の結婚の際も、それが大集團をなす場合には、實際に配偶を定めるには組長があり、それにはもちろん當事者やその親の意志も配慮されなければならなかつたであらう。私は先に唐代の寺戸は部曲その者でなければ、部曲に類する者と考へたのであるが、敦煌文書に見える團頭なる者こそ、私の言う組長に外ならぬであらう。

要するに部曲は一家の家計を有し、私有財産をもつて子女を養育するのであり、主人の許可を得てその女を他に嫁する際には、相手の男性の家から聘財を受取ることが出来たと思われるのである。若し主人の許可なく私に出嫁せしめた場合も、奴婢の場合の如く、主人の財を盗んだという罪を科せられることは無かつたと見え、律には何等の規定がない。恐らく單に無効として原狀に復歸すればそれで済んだのであらう。

私は敗戦後問もなく、一九五〇年、『東洋的近世』なる一書を世に問い、その中において、

「部曲客女は土地に附屬する隸農で、土地と共に買賣されし者であらう」

と述べ、更に『歴史教育』第二卷第六號所載「中國史上の莊園」においても同様の趣旨を敷衍し、部曲を農奴と規定する説を述べた。これに對して諸家から、恰かも何ら根據のない臆説のように反對され、或いは疑義を抱かれた向きも少なからずあったと思われるが、以上に述べたことは此等に對する私の解答になっていると思う。

中世の賤民については既に濱口重國博士の大著『唐王朝の賤人制度』があることは餘りにも有名であり、よく史料を博搜されてあり、その範圍外に出ることはむづかし、私の論考の如きも殆んどその内容をこれに依存したのは事實であるが、併し稀には私獨自の資料も絶無ではなかったことは、熟讀して下さる方はお分りのことと信ずる。

更に附言したいのは、中國における部曲の研究は、これを純粹の奴隸と見做さない點において、大體において私と同じ線に沿ったものが多く、また日本においても草野靖氏は私の説に加擔されて新しい動向を造りつつあることである。

註

① 臣妾から奴婢への變遷については、拙稿「東洋的古代」(東洋學報第四八卷第二一三號、昭和四十年)を参照。

② 奴婢は資財に同じ、ということは唐律疏議に見えている言葉であるが、但しこれをそのまま普遍的な意味にとるのは誤解である。本當に資財に同じものならば、壞すことも、消すことも、凌虐することも、殺すことも出来る筈であるが、唐律は決してそこまで認めているのではない。また資財という非人格的な存在ならば、従つてその行爲に責任が生じない筈であるが、奴婢は刑事の責任者として律によつて處罰される對象となつてゐる。資財に同じ、というのは所有權の對象になる場合に限つて言つてゐるのである。人身の保護が加えられるようになってからの

奴婢は、最早や單なる資財ではなくなつてきていたのである。

③ 南齊書卷十四、州郡志上南兖州の條に、

時に百姓難に遭い、此の境に流移す。流民多くは大姓に庇せられて、以て客と爲る

と見え、南朝における客、即ち部曲の原流は西晉末大亂の際の避難民であつたことを述べてゐる。この次に、流民失籍の句が見えるが、政府の籍から外れてしまつたことが、彼等をして大姓豪族に隸屬する契機となり、奴隸にもあらず、良民にもあらずる客という身分の發生に至らしめた。晉書卷六四、司馬元顯傳の中に、免奴爲客、という句が見え、同書卷四四、華表傳には、客と奴とを取り違えたが爲に問題が起つたことを記している。兩者の間には従つて實際に相當大なる身分の相違があつた

管であつて、兩者を同一の奴隸の範疇によつて捉えることは、どう考えてもおかしい。

④ 拙稿「中國史上の莊園」(歴史教育、第二卷第六號、昭和二年六月)。

⑤ 日本では宋代の佃戸をもつて西洋のコロナトスに對比する説が流行するが、これは時代錯誤である。紀元一・二世紀のローマ帝國を紀元八・九世紀の唐王朝に對比させようという時代區分論が、そもそも西洋感覺に根ざすアジア農視史觀以外の何物でもない。

⑥ 充と及。爲男女及驅使、とあるは、前の咸亨元年の條に、爲男女充驅使、とあるのを受けたのであるから、百衲本も殿版も及に作つてゐるとはいえ、充の誤りであること明かである。

⑦ 拙稿「唐代賦役制度新考」(東洋史研究第十四卷第四號、昭和三十一年)。

⑧ 唯物史觀における時代區分は周知の如く、第一期原始共產時代、第二期奴隸時代、第三期農奴制時代、とする。いま私が大學生時代に河上肇博士の講義に出席して教えられたノートを取出すと、農奴制時代については次のように記されてある。

奴隸とは他人より財産として取扱われる人間であるから、その生産した物は全部奴隸の主人の所有に歸する。併し奴隸も生物であるから生きてゆく爲に一定の生活資料を必要とする。それは主人から供給されねばならぬ。故に彼の生産物は形式上は全部主人の所有に歸するが、實際においてはその一部分は矢張り奴隸の爲に消費せられ、剩餘生産物だけが主人に歸するわけである。

次の第三期の農奴制は奴隸制の緩和されたものである。その模型的な形態を言へば、農奴は一週間の中の何日かは自分が領主から預つてゐる自家用の土地を耕作し、そこから生ずる生産物を自分の所有となしうる點で奴隸と異なる。併し一週間の幾日かは領主の土地で強制的無償の勞働に服する義務を負う。それだけの剩餘勞働(＝生産)を主人に吸収されていた點は奴隸に似る。奴隸制がここまで緩和された理由は、奴隸勞働が極めて不熱心、不活潑であつたので、その生産力を増す爲には、その境遇に改善を加える必要があつた爲である(農奴が自己の生活の爲に耕作する時間は普通一週間に三日)。

私の考えによれば、農奴の徭役勞働制がそのまま六朝隋唐の中國社會にあてはまると思ふのである。この點に關する限り、何だか私が唯物史觀論者で、いわゆる唯物史觀論者が本質はそうでないようで、おかしなあべこべ現象である。それとどちらもまだ勉強不足なのであるうか。

⑨ 鞠清遠「兩晉南北朝の客、門生、故吏、義附、部曲」(食貨半月刊、第二卷第十二期)、鞠清遠「三國時代的客」(食貨半月刊、第三卷第四期)

以上の二論文は濱口博士『唐王朝の賤人制度』第四篇、唐の部曲・客女と前代の衣食客、の中に逐條的な批判がある。併し私は鞠氏の説にはまた採るべき點があると考えられる。

草野靖「唐律に見える私賤民奴婢・部曲に就いての一考察」(重松先生古稀記念九州大學東洋史論叢 昭和三十三年)